質　問　書

2021 年 8 月 11 日

「全世界2021年度案件別外部事後評価：パッケージ II-3（モルドバ、メキシコ、キルギス、タジキスタン）（QCBS）」
（公示日：2021 年 7 月 14 日／調達管理番号：21a00155）について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	(28 頁) 5.見積書作成にかかる留意事項(4)旅費（航空賃）【タジキスタン】	記載されている東京－キシナウ間の経路（キャリア）はモルドバへの渡航に係るものと思われます。タジキスタン（ドゥシャンベ）への標準渡航経路をご教示いただけませんでしょうか。	以下の通りとなります。 東京⇔ソウル⇔アルマティ⇔ドゥシャンベ（アシアナ航空、エア・アスタナ） 東京⇔北京⇔アルマティ⇔ドゥシャンベ（中国国際航空、エア・アスタナ） 東京⇔イスタンブール⇔ドゥシャンベ（ターキッシュエアラインズ） 東京⇔ドバイ⇔ドゥシャンベ（エミレーツ航空） なお、現時点で提示した標準経路での商用便の運航が限られていることから、以下 3 カ国については航空賃を定額計上としてください。 【タジキスタン】 ビジネスクラス：1,070,000 円 エコノミークラス：450,000 円 【キルギス】 ビジネスクラス：390,000 円 エコノミークラス：290,000 円

			【モルドバ】 ビジネスクラス：1,300,000 円 エコノミークラス：510,000 円
		以上、7 月 28 日回答	
2	p.17	・モルドバ案件について、事前評価表の指標・目標値について保健省より見直しの提案があったとされますが、どのような提案があったのかご教示いただけますでしょうか。	主な変更の背景・対応は以下の通り。 ・審査時に予定した機材のうち一部（血管造影検査）は詳細設計の結果対象外となったため、当該指標を削除 ・内視鏡による治療回数のカウント方法が統一されていなかったため明記 ・カテーテル治療について、高額な治療で公的医療保険適用範囲が限定されるため、各病院で実施できる回数に制約が生じていることから、目標値を修正。 ・プロジェクト実施後の組織改編により変更となり、一部実務が別の機関へ移管されたため、対象を移管後の検査項目に修正
3	p.17	・メキシコ案件について、「課題解決に資する国際共同研究の成果、科学技術水準の向上等については、本評価とは別途実施される研究内容の評価をとおして JST が確認するため、本業務の範囲ではない」とされています。研究内容の評価は本業務の参考資料として提供されるのでしょうか。その場合、いつ提供されるのでしょうか。	本事業の JST 側の終了時評価報告書は下記リンク先から参照できます。 https://www.jst.go.jp/global/hyouka/pdf/h2407_mexico_final-evaluation-report.pdf
4	p.28	標題公示案件の資料のうち、ドゥシャンベ国際空港整備計画の協力準備調査が JICA 図書館でも公表されていないようですのでご提供ください。	現時点で同報告書は公開されておりません。受注者が決まり次第提供予定としております。
5	p.6	「7. ①プロポーザル・見積書（2）2）「本見積書は…（中略）…と別見積書は…PDF にパスワードを設定し、別途メールで送付」	ご理解のとおりとなります。

		と指示がある一方で、 「②ア　本見積金額は…電子入札システムより送信」と指示があります。 これは金額は電子入札とし、見積書（内訳含む所定様式のもの）はメールで提出するという以下のような理解でよろしいでしょうか。 （1）本見積金額（税抜本見積分総額）→電子入札 （2）本見積：入札額＋消費税及び内訳明記の見積書（指定様式）一式→メール送信 （3）別見積：別見積書一式→メール送信	
6	pp.23-24	本業務では評価対象業務従事者は以下の 2 分野となっています。 業務主任者／プロジェクト評価1 プロジェクト評価2 他方で業務従事者の構成案は上記２名以外の提案も可能としています。 想定構成案の 2 名ともが評価対象としている場合、プロジェクト評価3を加え 3 名体制での要員構成を提案した場合、プロジェクト評価3も評価対象となるのでしょうか。	プロジェクト評価を担当する業務従事者を 3 名以上とする従事者構成を提案される場合には、その全ての業務従事者が評価対象となります。
		以上、8 月 4 日回答	
7	(17 頁) 第 4 条 業務の実施方針及び留意事項 (2) 安全配慮と現地調	保健省より指標及び目標値の見直しが提案されたとのことですが、具体的な提案内容は既に示されているのでしょうか。 提案内容が既に示されている場合、本業務の契約	通番号2の回答をご参照ください。 詳細な情報については、受注者決定後に提供予定です。

	査範囲 1) モルドバ：医療サービス改善事業 [17 頁の上から 7-9 行目]	開始後にそれを開示いただけると理解してよろしいでしょうか。あるいは、具体的な提案内容はまだ示されておらず、本業務の開始後に、受注者がその点について保健省から意見を聴取する必要があるのでしょうか。	
8	(17 頁) 第 4 条 業務の実施方針及び留意事項 (2) 安全配慮と現地調査範囲 2) メキシコ：メキシコ遺伝資源の多様性評価と持続的利用の基盤構築（SATREPS） 2 行目「国立農牧林研究所（INIFAP）については現地調査補助員による踏査又は質問票等により、情報を収集する。」	業務従事者による踏査は想定されていないようですが、これはどのような理由でしょうか。また、業務従事者が zoom 等により遠隔で INIFAP に対してヒアリングを行うことは可能でしょうか。	失礼いたしました。CNRG への踏査を優先していただきたい主旨でしたが、INIFAP への踏査、オンラインインタビューを妨げるものではありません。 当該箇所を以下の通り修正いたします。 「国立農牧林研究所（INIFAP）については業務従事者及び現地調査補助員による踏査、又はオンラインインタビュー、質問票等により、情報を収集する。」

以 上